

## ■ 計画の提案

項目	概要
都市再生整備計画の作成等の提案	都市再生整備計画の作成や変更を市町村に提案することができる。(都市再生推進法人のみが提案可能) 都市再生推進法人が実施しようとしている事業を、自らの発意により公的な計画である都市再生整備計画に位置付けることが可能となり、円滑な事業の推進につながる。(都市再生特別措置法第46条の2)
都市計画の決定等の提案	都市再生推進法人は、自らの業務として公共施設の整備等を適切に行うために必要な都市計画の変更を市町村に提案することができる。(都市再生特別措置法第57条の2)

## ■ 協定への参画

項目	概要
都市利便増進協定への参画	土地所有者等とともに、まちの魅力を高めるための多様な施設(都市利便増進施設)の一体的な整備又は管理に関する協定を結ぶことができる。(土地所有者等以外では、都市再生推進法人のみが参画可能) 施設の整備やイベント開催等を含む施設の管理を円滑に実施しやすくなる。(都市再生特別措置法第74条)
低未利用土地利用促進協定への参画	市町村又は都市再生推進法人等は、低未利用土地の所有者等と協定を締結して、都市再生整備計画に記載された居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。(都市再生特別措置法第80条の2)
跡地等管理協定への参画	市町村又は都市再生推進法人等は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内で跡地の所有者等と管理協定を締結して、当該跡地等の管理を行うことができる。(都市再生特別措置法第111条)

## ■ その他

項目	概要
市町村都市再生協議会の組織	都市再生推進法人は、都市再生整備計画・立地適正化計画の作成や実施に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。(都市再生特別措置法第117条)
誘導施設に係る都市再開発法の特例	立地適正化計画に位置付けられた誘導施設を整備する都市再生推進法人であれば、公募によることなく保留床等を取得することができる。(都市再生特別措置法第104条の2)
市町村や国等による支援	都市再生推進法人は、国及び市町村並びに民間都市開発推進機構から、情報の提供や助言等を受けることができる。(都市再生特別措置法第122,123条)
まちづくり活動の財源を集約・再分配する法人としての活動	都市再生推進法人は、「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン」で提案する「再分配法人」(64頁参照)となり、地域で生み出される財源を集約し、各種まちづくり活動に助成し、又はまちづくり活動を自ら実施することができる。

## ■ 税制特例・財源支援

項目	概要
<b>都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例</b>	<p>立地適正化計画または都市再生整備計画に基づき都市再生推進法人が実施する都市開発事業、誘導施設等の整備に関する事業、低未利用土地の利用等に関する事業等のために土地等を譲渡した場合の、土地所有者に対する税制特例（軽減税率、1500万円特別控除）。</p> <p>土地の所有者に対して譲渡に係るインセンティブを付与し、都市再生推進法人が都市開発事業等の用に供する土地等を取得しやすくすることで、円滑な事業の推進につながる。</p>
<b>立地誘導促進施設協定における課税標準の軽減</b>	<p>立地誘導促進施設協定に基づき整備・管理する公共施設等（道路・広場等）について、都市再生推進法人が管理する場合に、固定資産税・都市計画税の課税標準が2/3に軽減される（5年以上の協定では3年間、10年以上の協定では5年間）。</p>
<b>都市環境維持・改善事業資金（エリアマネジメント融資）の活用</b>	<p>地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う、地方公共団体に対する無利子貸付制度。都市再生推進法人のうち、一般社団法人・一般財団法人が貸付の対象となる。</p>
<b>まちづくりファンド支援事業（民都機構による支援）の活用</b>	<p>資金を地縁により調達し、住民等によるまちづくり事業への助成等や、まちづくり会社への出資を行う「まちづくりファンド」に対し、民都機構が出資又は資金拠出による支援を行う制度。</p> <p>都市再生推進法人は平成27年度創設のクラウドファンディング活用型において、まちづくりファンドの組成主体になることができる。</p>
<b>民間まちづくり活動促進・普及啓発事業の活用</b>	<p>先進団体が実施する、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成する制度。都市再生推進法人だけが、都市利便増進協定、都市再生(整備)歩行者経路協定又は低未利用土地利用促進協定に基づく施設整備に対する補助を受けることができる。</p>
<b>国際競争力強化・シティセールス支援事業の活用</b>	<p>特定都市再生緊急整備地域における官民による大都市の国際競争力強化への支援制度。都市再生推進法人は、補助対象事業のうち「計画作成支援」において事業主体となることができる。</p>
<b>都市安全確保促進事業の活用</b>	<p>都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺における官民による大都市の帰宅困難者対策への支援制度。都市再生推進法人は、補助対象事業のうち「計画作成支援」において事業主体となることができる。</p>